

産業自治振興協議会

# 新城市産業自治推進計画

---

市民とともに、地域を活かし、豊かな暮らしと未来  
を拓く、地域産業の新たな潮流をここに築く

2018/03/16

# 新城市産業自治推進計画

## 第1章 産業自治推進計画の策定にあたって

### 第1節 推進計画の目的

新城市地域産業総合振興条例（以下「条例」）は、新城市が今まで以上に魅力と活力に富む都市へと成長し、市民の幸福度を高めていくための具体的道筋を、新たな産業振興を図る面から指摘しました。例えば、市内で長く操業し、市民の雇用・所得・消費を形成してきた各種産業を積極的に後押しするとともに、既存の一次産業・二次産業・三次産業に横串をさし、大都市や海外の市場とも主体的に繋がりながら、新たな産業活動を次々に生み出し、自律的な地域経済を創造していくための重要性を示しました。

そこで、本市では、市内で懸命に事業活動に取り組む大中小さまざまな産業の活動を積極的に支援するとともに、市民や市民団体と協働し、今までにない新たな産業活動をつくり、自律的・持続的な地域経済を創造するため、「新城市産業自治推進計画」（以下「推進計画」）を策定します。少子化・高齢化・国際化の時代潮流を逆手に取って、重点的かつ集中的に取り組む基本的施策を以下に掲げ実施します。

### 第2節 推進計画の位置付け

本市では、市の将来像「市民がつなぐ 山の湊 創造都市」とする「第1次新城市総合計画」（計画期間：平成20年度から平成30年度）を策定しています。本推進計画は、その総合計画のまちづくりの具体的な方策「まちに賑わいと働く場所が確保されている」の中に位置づけ、若者に目を向けた魅力ある居住のための雇用の場創りと、市民と事業者、事業者相互が連携していくことを支援し新たな視点から地域産業を振興させ、地域経済の活性化を図ることを、課題とした後期計画に沿うものです。

また、新城創生の考え方の基本となった「新城市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（計画期間：平成27年度から平成31年度）において基本目標となる「まち・ひと・しごと」の相互往来を発展させ、地域間や国際間の連携・協働を迫及することも重要視し、若者や女性が活躍できる環境を意識的に創り出すことで、世代のリレーができる都市を目指し、「市内にしごとを創る」道筋を示しています。

本推進計画は、上記2つの計画を上位計画としつつ、同時に、本市の第2次農業基本計画、森づくり基本計画、観光基本計画アクションプランといった農林観光の各種産業振興計画を活かしながら、本市に新たな産業の芽を育て、市内のどこで暮らしていても働き、能力を発揮したいと願うすべての市民の力を叶える産業活動へと成長させることを目指し、策定します。

### 第3節 推進計画の実施期間

推進計画の実施期間は、平成30年度から平成32年度までの3年間とします。

ただし、社会・経済情勢の変化や本市の産業を取り巻く状況など、さまざまな状況

の変化に対応するため、適宜見直しを行うこととします。

## 第2章 産業自治の方向性

### 第1節 目指す地域産業の姿

消費者ニーズの広域化・多様化、そして少子高齢化に伴う担い手や後継者問題などの社会構造の変化による影響を受けるなかで、新東名高速道路の開通や、東三河広域や三遠南信地域の連携といった、ひと・もの・情報の交流を機に、地域力を高める必要があります。

こうした状況を踏まえるならば、改正中小企業基本法第6条が謳うように、本市として、市の自然的・社会的・経済的諸条件を大いに活用しながら、本市が直面する産業課題を克服し、市民・事業者と協働で、未来の本市経済を導くための産業政策を構築することが不可欠であるといえます。

そのためには、従来の政策主体にとどまらず、本市の未来を担う若者、意欲と能力に満ちた女性、移住就業希望の夢をもつ人々を新たに迎え入れ、小さくとも可能性に満ちた産業の萌芽を市内各所に育てていく地道な産業政策が極めて重要です。

地域経済を自律的・持続的に生み出していく産業を育て、雇用・所得・消費を市内で再生産していくには、本市外の良質な取引関係、消費市場と繋がることも重要です。さらに、地域金融機関や政策金融制度とも連携し、補助や融資制度を活用し、若者や女性が起業に挑戦したり、ソーシャルビジネスを操業し、地域の生活課題の解決に市民自ら挑戦できるよう、強力に支援していく体制づくりが必要です。

そこで、産業自治推進計画では、産業自治政策の目標を、以下の通り、掲げます。

**市民とともに、地域を活かし、豊かな暮らしと未来を拓く、地域産業の新たな潮流をここに築く**

持続可能な新都市の経済を展望した場合、新たな企業誘致をめざすことだけを考えていてはいけません。経済のグローバル化が進展する今日、企業は投資に見合う海外の諸都市にもどんどん出て行き、地域振興に貢献したくとも、できなくなることもあります。

したがって、まずは本市に立地し、操業を続ける大企業や中小企業など既存産業と連携し、働き手の不足を解決すること、市内で増加する高齢者自らが過去に培った経験や取得した技術を活かしソーシャルビジネスに挑戦する意欲を育て応援すること、地域金融機関や政策系金融機関のノウハウ・情報ネットワークを活かし、付加価値の高い特産品や観光資源開発をめざすことなどが重要です。それとともに、交通ネットワークの充実やSNSを活かし、大都市の消費者や海外の観光客を誘客し、観光消費の

拡大に繋げていく着地型観光政策の充実も、地域・観光関連企業・行政が協働して行う地域産業政策であると言えます。

## 第2節 計画の基本的方向性

地域産業の創造と発展のためには、国の産業政策に従属しては叶いません。むしろ、高齢化や担い手不足を逆手にとって、年金生活を営む高齢者の知恵や経験、若者の情報発信力、女性のネットワーク力、若者や女性の起業意欲、企業の社会貢献力、市外から人を引き寄せる豊かな地域資源や環境等を存分に活かし、戦略的に地域産業政策を組み立て、実践していくことが不可欠な時代といえるでしょう。

本市の産業振興はそれだけにとどまらず、市民自治、地域自治のように新都市を創っていくことに貢献しなければならないという観点に立ち、産業が都市を創るという意味で、「産業自治」を地域産業政策の基本原則と位置づけることが重要です。そこで、本市では、産業自治の観点から、次の6つの方向に沿って、地域産業政策を推進していきます。

### 第1 事業者の自主的な努力を総合的に支援すること。

雇用拡大のため、市内既存企業に対する中高校生、さらに大学生に対する認知度向上を促進するために、就職のきっかけづくりとしての企業展を今後も充実させ開催していきます。さらに、広域的な観点から、市内外からの担い手を確保するための助成も行います。新東名高速道路新城IC開設や三遠南信自動車道路の延伸を機に、事業所の経営基盤、技術競争力、販路、事業拡大など市外へのPRに向けた取組へは財政的支援を行います。

まず、民間の既存事業所が、独自の営業努力・意識改革を促進し、複数の企業と連携して若者や女性を市内企業の魅力や実力を、企業関係者や経営者が自ら伝えるための『企業展の開催』を充実させ開催します。その上で、働き手の確保だけでなく、企業相互が異業種間の連携、産学官地域連携を始められるきっかけにも活用していきます。

次に、『事業所の市外民間企業展への参加』も推進し、取引企業の拡大、自社製品や技術の売り込み、優秀な人材の獲得などに繋がるよう支援します。

本市の特徴でもある農林業分野では、新規農業従事者を市内外で募集するために、『就農のための説明会や支援補助制度』の充実を図り、移住定住にも繋げていきます。

### 第2 若者及び女性をはじめ、起業及び創業をする市民を支援すること。

これからの担い手としての若者や女性への起業創業に向け、人材・資金・情報支援を行います。若手起業家が企業としてビジネスを拡大させるための施設の提供や、起業家によるセミナーを開催し起業のノウハウを伝授するなどの人的支援を行います。また、女性有識者や創業者の協力を得て、市内の女性による起業支援、女性起業家同士の交流機会の充実を図り、経営相談や事業拡大のためのネットワークを充実強化させていきます。

まず、『輝く女性創業支援事業』として、女性が就業起業に際して抱える悩みや課題を打ち明け解決できるよう、悩み事相談会や交流勉強会を開催します。

つぎに、『つげの活性化ヴィレッジ』では、起業者向けオフィスを安価に貸し出し、起業当初の経済的負担の軽減をサポートします。

さらに、『新規雇用創出事業』では、新規学卒者向けの企業説明会を職業安定所や商工会と合同で開催し、市内企業への就職、地元企業の優れた商品・サービス開発力、市場評価をPRするとともに、市内定住を促進します。

### 第3 地域の資源、技術、人材等を活用した新たな産業や担い手を創出すること。

市内には豊かな自然環境や観光資源、観光関連産業が集積し、市民の誇りであるとともに、観光客には宿泊し味わいを深めたい対象として存在しています。

そこで、地域の資源や環境を守るとともに活用し、起業プランや地域振興プランを作成し実践する人材を市内外から広く募集します。

まず、『元気なまちづくりサポート制度』では、市内事業所と全国規模事業所との連携イベントを支援するとともに、市民団体や市内事業所が連携し実施する地域の賑わい創出事業、企業のCSR、市のPRイベントに対し、人材支援を継続実施します。

つぎに、『しんしろ助産所』の存在と活用について情報を発信し、若い世代を中心とする出産や育児を積極的にサポートしていきます。それによって、育児・子育て世代が、安心して生活し、家族が働き続けられる生活環境の充実をめざします。

さらに、『地域を担う人材育成事業』として、市外の者、外からの意見も重視した、地域資源を活用した起業プランや地域活性プランの実現を目指す人材を募集し、先輩起業家による起業ノウハウのセミナーを開催し、応募者間の交流により新たなネットワークも構築し、新しい産業を生み出す仕組みを検討します。

### 第4 地域自治区等において、市民及び事業者が連携して産業活動を行う仕組みを創出すること。

本市が独自に導入し、住民相互が協働し運営する地域自治区制度を積極的に活かし、行政区を超えた地域活動を起こし、コミュニティビジネスやソーシャルビジネスとして自立し雇用をも生み出していく新規産業化を促進します。ジビエや山菜など地域特性を活かした創作料理の開発や商品化の促進、地域の高齢者や女性が気軽に働き、収入を得られる職場づくり、高齢者が技能や経験を生かしたり、年金等の財産を地域のために活かすことのできる「小さな経済」の仕組みを作ります。

まず、『めざせ明日のまちづくり事業補助』を通じ、地域が抱える課題解決やニーズを満たすことを図る「コミュニティビジネス」や「ソーシャルビジネス」の立ち上げを支援します。市のPRを兼ねてもらうことで、チラシの印刷配布（広報支援）、出店のための人力支援（サポート制度）なども行います。

さらに、食料品店撤退後の『買い物困難地域対策事業』として補助充実を推進します。そして、将来的にはそれに伴う雇用の場の充実強化や住民出資のコミュニティ・ビジネスとして運営できるよう検討します。

また、食料品のみならず、今後は、全国的に減少傾向にあるガソリンスタンド（サービスステーション：SS）が、家庭用、園芸用そして自家用車に係る燃料供給に大きな影響をもたらす、いわゆる「SS過疎地問題」に取り組む必要があります。

合併後に小学校の統廃合で廃校となった小学校を利活用する方法である『レストランすがもり』を活用し、地産地消・野菜の直売や、ジビエ料理の提供を推進し、将来的には住民出資による会社組織を立上げ、経営の自立化を強化します。

## 第5 市内での消費、投資、取引により資本が循環する仕組み

市内への就農をきっかけに自立して農業生産を開始したり拡大しようとする若者が増えてきました。また、閉店・撤退したスーパーを活用して農産物等の直売所を興し軌道に乗せた女性たちもいます。さらに、子育てをしながら資格や経験を生かして事業を始める女性起業家やその候補が、調査の結果、市内にたくさん見えることが判明しています。

こうした事業意欲・起業家精神の旺盛な若者や女性を支援し、市内にさまざまなビジネスの萌芽を育て、これまでの枠組みにとらわれない新たな人・モノ・金の流れや循環を形成する仕組みを築きます。

また、物だけでなくサービスも含めた、生活・観光・自然ブランドなど市の産物を総合化し、提供できる仕組みを構築させ、地域金融機関や商工会等と連携、異業種交流、起業家交流の場を設け、販路拡大、自らが売る力を試みる『仮称 新城公共商社』の開始を準備します。

高齢化が進む中、買い物、ゴミ出し、布団干しなど日常生活への困りごと解決への柔軟な対応を行う住民主体のサービスへの支援を行うとともに、さらには、高齢者が年金や地域通貨の活用等を通じ、公共交通サービスや買い物代行サービスを開発し、自らの意志で利便性と互酬性の高い「温かい経済」をつくり活用できるよう『総合事業』の構築を検討します。

## 第6 大学、金融機関、労働団体、経済団体、国、県、他の市町村、海外の都市等との連携を促進すること。

近隣市町村、関係商工会、金融機関等で協働し、創業及び中小企業支援に関する事業の情報共有を行い、支援を必要とする創業者に対して各支援機関で相談窓口を開設するとともに、創業に向けた『創業支援セミナー』を開催します。

大学との連携の中では、仕事と介護や育児との両立を推進するための研修会の開催、防災や環境保全など社会的リスクを逆手に取った新産業の研究と実用化、産業自治を推進するための企業経営者研修・従業員研修等を充実させます。大学と連携し、市街地の事業実態を調査し、本市に暮らす市民の生活充実に向け、事業者がどのような方法や商品を通じて貢献したいかを調査把握し、『市民生活を彩る新商業環境の創造』プロジェクトを目指します。さらに、ネクスコ中日本とも連携し、新城設楽原パーキングエリアを活用した本市特産品開発販売戦略を計画化します。

さらに、『奥三河創業支援ネットワーク』を活用し、新城市、北設楽郡3市町村、

関係商工会、金融機関が連携し、起業しようとする若者や女性等の情報提供支援や伴走支援の場を設け、地域関係機関一体となった支援体制を確立します。

また、平成28年度市金融協会を構成する各金融機関との間で個別に締結した、地域の活性化及び課題解決を図るための『包括連携協力に関する協定』を活用し、金融機関と全国規模事業者とが連携し、市内事業所によるイベントを開催し、新たな観光交流サービスを開発し実践するとともに、産学官金労一体による本市産業振興課題と政策をめぐる情報交換・情報共有、人材交流を推進します。

さらに、平成30年度開催の『世界新城アライアンス会議』において、市内事業所と海外事業所との経済交流や経済連携に向けたビジネス交流会を検討します。体験型ビジネス交流会として、市内製造品の紹介や、本市独自の若者政策や女性政策の経験を生かし、観光、教育、経済の視点から産業振興のあり方を探ります。

### 第3章 計画の推進方策

#### 第1節 各主体との連携

この推進計画を実効性のあるものとし、効果的に推進するため、行政、事業者、市民と連携し共通認識のもと、一体となって本計画を進めていきます。そのため、本計画の趣旨や内容、進行管理状況の周知を図り、多様な主体とともに計画の着実な推進を図ります。

##### (1) 市民の果たす役割

市民の産業自治への理解、協力は、市民に幸せな暮らしを支えるために努力する事業者の存在や活動への関心を高め、このような事業者の活動を支援する市の施策政策への理解、協力へと繋がります。また、市民は地域の雇用や社会貢献に努める事業者を、消費、購入、投資など様々な面から支援するなど、地域産業の創造及び発展に対する関心や理解を深め、地域経済の持続的な発展を担う主体的としての役割を果たすように努力します。

##### (2) 事業者等の果たす役割

本来の役割である、競争力や営業力を高め、経営基盤の改善強化、技術及び技能の向上、市民の雇用の確保、後継者育成や事業継承はもとより、従業員の労働環境の整備、仕事と育児の両立に向けた支援体制など、ひいては従業員の幸せの実現へと繋がります。また、安全安心な地域社会や住みよいまちづくりの実現を目指す市民活動への理解と積極的に参加するなど社会貢献するとともに、市の施策政策への協力を通し、地域経済の持続的な発展を担う主体としての役割を果たすように努めます。

##### (3) 市の果たす役割

市は、従来の国県のインフラ整備に追随した産業政策でなく、これまでの枠組みに

とらわれない市独自の地域産業への支援、また、各産業計画の確実な実行と進捗達成状況の確認を行い、総合的な観点から横断的に推進します。

そして、既存の地域資源、技術、人材等を活用し新たな産業を創出し、市内での消費、投資、取引を通じ資本が循環する仕組みを整備します。

市は、積極的な活動をする市民や事業所との調整、支援などの連携だけでなく、大学や金融機関との新たな連携に取り組み、先導的な立場としての役割を果たします。また、産業自治振興協議会により地域産業の総合的な推進や検証を行い、地域産業の総合的な創造及び発展に関する政策を検討します。

## **第2節 進捗管理及び達成状況の確認**

推進計画の進捗管理及び達成状況の確認については、新産業関連事業を立ち上げ、定期的に各施策の点検や評価を横断的に行い、推進計画の修正や追加等の必要な見直しを図っていくこととします。

なお、事業の進捗実施状況については産業自治振興協議会へ報告し、そこでの意見を踏まえて推進計画を見直します。